

一般名処方についてのお知らせ

当院では、採用医薬品の一部について、一般名処方を行っています。

一般名処方を行うことにより、保険薬局では、医薬品の流通や供給が不安定な場合でも入手可能な銘柄の医薬品で調剤を行い、患者様により安定した薬剤治療を提供できます。

また、令和6年10月から、患者様のご希望により後発医薬品でなく先発品を選択された場合は、両者の差額の4分の1を患者様自身が負担する仕組み（選定療養）が導入されます。

ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。